

公示第294号

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部
を税関官署の長に委任すること等についての公告の一部改正について

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署
の長に委任すること等についての公告（平成22年公示第131号）の一部を下記の
とおり改正したので公告する。

平成30年12月13日

名古屋税関長 武藤 義哉

記

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署
の長に委任すること等についての公告（平成22年公示第131号）の一部を次のよ
うに改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改
める。

附 則

この公告は、平成30年12月13日から適用する。

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告
(平成22年公示第131号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第3</p> <p>関税法施行令第92条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる権限のうち、委任しない権限</p> <p>1 次に掲げる事項に係る権限は、管内の税関出張所、税関支署出張所<u>及び</u>税関支署監視署の長（以下「所署長」という。）に委任しない。</p> <p>（削除）</p> <p>イ <u>関税法</u>第69条第1項（貨物の検査場所の指定）の権限</p> <p>ロ <u>〃</u> 第69条の2第2項（輸出してはならない貨物の没収廃棄）の権限。ただし、同条第1項第3号及び第4号（知的財産侵害物品）に該当するものに係る権限を除く。</p> <p>△ <u>〃</u> 第69条の11第2項（輸入してはならない貨物の没収廃棄又は積戻し命令）の権限。ただし、同条第1項第9号及び第10号（知的財産侵害物品）に該当するものに係る権限を除く。</p> <p>2・3 (省略)</p>	<p>別表第3</p> <p>関税法施行令第92条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる権限のうち、委任しない権限</p> <p>1 次に掲げる事項に係る権限は、管内の税関出張所、税関支署出張所<u>並びに</u>税関支署監視署の長（以下「所署長」という。）に委任しない。</p> <p>イ <u>関税法第13条第1項（過誤納金の還付）の権限</u></p> <p>ロ <u>〃</u> 第69条第1項（貨物の検査場所の指定）の権限</p> <p>△ <u>〃</u> 第69条の2第2項（輸出してはならない貨物の没収廃棄）の権限。ただし、同条第1項第3号及び第4号（知的財産侵害物品）に該当するものに係る権限を除く。</p> <p>三 <u>〃</u> 第69条の11第2項（輸入してはならない貨物の没収廃棄又は積戻し命令）の権限。ただし、同条第1項第9号及び第10号（知的財産侵害物品）に該当するものに係る権限を除く。</p> <p>2・3 (同左)</p>